

福岡県公報

平成二十年四月二日
第二千八百五号
増刊 ①

目次

再掲

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十九号

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例施行規則(平成十八年福岡県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

第七条中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）